

国内経済要録

◇外国為替資金貸付制度の引当対象拡大

本行は、輸出金融のいっそうの順便化をはかるため、引当外貨資産として認める外貨表示期限付輸出手形の範囲を従来の手形期間5か月以内(船積後定期払条件の場合は6か月以内)のものほか、手形期間が5か月をこえ1年以内のものにまで拡張し(ただし引当期間は手形の満期前6か月以内)、6月1日から実施した。

◇36年度下期全国銀行決算状況

全国銀行の36年度下期経常純益は989億円(前期比123億円、14%増)と伸長した(経常収支率81.87%、前期81.80%)。収益増加は主として、①貸出金利の引上げとともにう利ざやの拡大、②貸出を中心に運用資金量の著増などによる。なお、都市銀行では預金の不振から運用資金量増大のかなりの部分を外部負債でまかなわざるをえず、しかも借用金の利率が著しく上昇したため、その負担増が大きく、収益増加率は地方銀行に及ばなかった。

36年度下期全国銀行業態別 経常純益ならびに償却前利益

(単位・億円)

	36年度 下期	増加額		増加率		%
		前期の 前々期比	前々期比	前期の 前々期比	前々期比	
全国 銀行	経常純益	989	123	70	14.32	8.80
	償却前利益	928	73	57	8.56	7.25
都市 銀行	経常純益	455	49	14	12.27	3.60
	償却前利益	410	16	10	4.09	2.65
地方 銀行	経常純益	377	56	41	17.74	14.92
	償却前利益	373	45	36	13.95	12.43

◇政府、経済情勢の変化に対処し「経済運営の基本的態度」を決定

政府は5月21日の経済閣僚懇談会で、大要次のとおり「今後の経済運営の基本的態度」(いわゆる景気調整についての統一見解)を決定した。

- (1) 36年度の経済は、景気調整の侵透に相当の遅れがあった結果、予想をはるかに上回る拡大をみた。最近その効果が各分野に侵透しへじめているものの、国際収支の下期均衡は楽観を許されない。
- (2) 成長行き過ぎの過程を省み、総合的経済調整策を堅持しつつ、他面国内均衡を維持するため細心周到な配慮を加える。
- (3) 37年度の経済見通しには、今後一ヶ月の推移をみたうえ、所要の検討を加える。
- (4) 生産や輸入の現水準がなおかなりの高水準にあることからみて、国際収支の下期均衡には容易ならぬ努力が必要である。したがってきびしい調整過程は下期にも続くことを前提として、国際収支の下期均衡に努力する。
- (5) 国際収支均衡の意味は、外貨面の不安がなく国際収支が将来に向かって経済の成長が実現できる状態にあることであり、したがって金融引締めに伴い短期外貨をあさるごときことは健全な基礎における国際収支の均衡達成に寄与するものでないので、政府としては関係者の自粛をうながすとともに適切な行政指導を行なう。

なお、以上の基本的態度のもとに、①輸出の振興、②設備投資の抑制と財政の弾力的運用、③消費の抑制と貯蓄の増強、④外資導入の促進、⑤金融上の措置(注)、⑥物価政策の推進、⑦最高経済会議(仮称)の設置、の諸施策を具体化することとした。

(注) 金融上の措置の具体的な内容は次のとおり。

1. 貿易自由化に対処し、わが国の金利水準を国際水準にさや寄せするため、貯蓄増強運動などを通じて、資本の蓄積を促進し、金融の正常化をはかるものとし、その基盤育成のため必要な施策を検討する。
2. 金利の調節機能を高める地ならしとして、郵便貯金の金利の改定を政令で行ないうるよう所要の法律改正を講ずること。
3. 資金の偏在を是正し、金融の疎通をはかるため、金融機関のいっそうの自重を要望するとともに、政府においても政府余裕金の適時適切な運用をはかる。